

手塚たかひろ

平和・自治・市民

議会報告

No. 31 2017年1月15日

連絡先 枚方市大垣内町2丁目8番27号
シンエービル別館2階

Tel・Fax 072-846-8780

自宅 枚方市宮之下町 13-12

携帯 080-1509-0706

ブログ <http://ameblo.jp/shiminnokai-tezuka-t/>

HP <http://www.tezukatakahiro.info/>

憲法改悪反対、市民自治を発展させよう

参議院選挙での野党共闘の実現、枚方市美術館建設白紙撤回。2016年は市民が政治を変える力を持っていることを確信できた年でした。安倍内閣は市民の声を無視して憲法改悪、沖縄辺野古への新基地建設を強行しようとしています。2017年は市民の力を総結集して暴走安倍内閣に痛打を与えましょう。

平和と民主主義 市民自治を守り発展させ、市民が主人公の枚方市の実現に向け、地域から幅広い共同行動を作りましょう。市民の皆さんとご一緒に行動する決意です。



美術館設置条例廃止

香里ヶ丘中央公園での美術館建設はすでに白紙に戻っていましたが、12月20日、設置条例廃止が提案され、維新の2名の議員が退席しましたが、賛成29で可決しました。これで美術館問題は完全終結です。多くの市民の皆さんの粘り強い取り組みの成果です。重要なことは市民参加で決める。美術館問題の教訓を生かして、市民とともにつくる市政を枚方市に根づかせましょう。市政・議会変革へ声を上げ続けます。

1 2月議会での一般質問

1 さだ 牧野生涯学習市民センターと図書館への指定管理者制度導入について

| | |
|---|--|
| Q さだ、牧野生涯学習市民センターと図書館への指定管理者制度導入の成果と課題は。1時間当たりの来館者数と貸し出す本の数の昨年との比較は。図書館の財政効果 生涯学習市民センターのメリットはなにか。 | A 5か月間の総数では来館者も貸し出し冊数も増えている。開館時間が長くなったため、1時間当たりの来館者数はさだ37%減 牧野23%減 貸し出す冊数でさだ50%減 牧野48%減。 複合施設2館の契約期間（2年）で約328万円の財政効果。 総合窓口の受け付けはアンケート結果では支障がないが多数。 |
|---|--|

意見：図書館年報では、図書館費は27年度決算と2館への管理費を組み込んだ28年度予算を比較すると、1億3000万円増。うち、人件費と管理費では5377万円の増。学校図書支援事業に浮いたお金を回したと言っているが、財政的なプラスはない。生涯学習支援センターの利用者からは、総合窓口になって不便になったとの声も聞く。指定管理者制度導入による市のメリットはない。

| | |
|--|------------------------------------|
| Q 2018年度から複合施設6館すべてに指定管理者制度導入を行う予定だが、さだ 牧野の検証結果によっては見直しや延期はあるのか。 | A 検証結果を踏まえ、複合全6館への円滑な指定管理者制度導入をする。 |
|--|------------------------------------|

意見：6か月や1年の検証期間は短い。指定管理者制度を絶対に導入するとの立場でなく見直しも含めた柔軟な立場が検証には必要。図書館への指定管理者制度導入は、全国的には進んでいない。(13~15%) 12市町村では指定管理から直営に戻した。国も、図書館への指定管理者制度導入政策を見送った。河内長野市は「図書館は教育委員会が担任する社会教育行政の一機関である。蔵書の構築、レファレンス、他機関との連携によるサービスの向上は、図書館事業の継続性、蓄積性、安定性があるはじめて実現でき、3年から5年で期限となる指定管理はなじまない」と総務省に答えている。図書館業務を担う市職員が少なくなれば指定管理者への指導監督もできなくなる。6館全部への指定管理者制度導入はやめるべきだ。

2 香里ヶ丘図書館の建てかえについて

| | |
|---|---|
| Q 滞在型図書館、子育て・若者の役に立つ課題解決型図書館の実現のためには、ゆったりしたスペースが必要。説明会で市民から2階部分をもっと増やして開架図書を増やしてほしいとの要望があった。2階部分を拡大できないか。 | A 現状延床面積の約1200㎡という規模で建替えを行うことが、財政上の観点でも適切。それを前提条件とした場合、建て替え後の約1200㎡という延床面積、及び現在の2倍となる560㎡という閲覧室面積は、市の図書館分館の中で最も広く、機能・サービス面等からみても適切。 なお、蔵書の中の何冊を開架図書にするかは、検討する。 |
|---|---|

意見 2階部分を増やせばお金をそれほど増やさなくても面積を広げることができる。滞在型など新しいコンセプトを実現するためにはもっと広い面積が必要。

| | |
|---|--|
| Q 民間ノウハウを活用した図書館とはどのようなことか。図書館の多目的室の有料化は図書館法17条「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」に違反では。 | A 提案能力のある設計事業者を活用し、運営面では指定管理者に任せる。多目的室の有料化は違法ではない。生涯学習市民センターの水準で決める。 |
|---|--|

意見：図書館に指定管理者制度はなじまない。あたらしいコンセプトの図書館をつくるのだから、まずは直営で始めるべきだ。今後、他の図書館の建てかえに備えるためにも、知識を持った市職員を育て、市にノウハウの蓄積が必要。図書館法の本質では有料化はなじまない。すべきでない。

| | |
|--|--|
| Q 地元の方々が香里ヶ丘図書館の利用者にアンケート調査をした。市民の自発的な力を活かしてワークショップなど実施し、計画段階から市民参加で行うべきだ。 | A 制度上、財政上さまざまな制約がある。行政が責任をもって案を提出する。設計が進んだ段階で案を示し意見を伺う |
|--|--|

意見：市民参加の図書館づくりは社会教育の実践。計画段階から市民参加で行うべきだ。分室の見直しも言われているが、市民サービスからも分室は廃止すべきではない。



議員報酬の半分を法務局に供託しています

政務活動費は受け取っていません